

# 国民年金からのお知らせ

**ご存じですか**  
**あなたの国民年金**  
**～老齢基礎年金の**  
**受給年齢～**

老齢基礎年金は、国民年金保険料を納めた期間と厚生年金・共済年金の加入期間の合計が25年以上ある方が65歳になると受けられます。

受給額は、保険料を納めた期間に応じて計算されます。20歳～60歳までの40年間加入し、納付した方は、満額（平成18年度は792,100円）受給できます。

## 老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ請求

### ①繰上げ支給

老齢基礎年金の受け取りは、原則として65歳からですが、希望の方は60歳から繰上げて受けることができます。ただし、早く受給する分、年金額は減ってしまい、変更することは一生できません。老齢基礎年金を繰上げて受給す

■老齢基礎年金支給率表

年齢	昭和16年4月2日以前生まれの方	昭和16年4月1日以前生まれの方	
60	70%	58%	繰上げ支給
61	76%	65%	
62	82%	72%	
63	88%	80%	
64	94%	89%	
65	100%	100%	繰下げ支給
66	108.4%	112%	
67	116.8%	126%	
68	125.2%	143%	
69	133.6%	164%	
70	142%	188%	

るときは、次の点に注意ください。

- ・年金額が減額されます。
- ・病気やケガで障害が残っても、障害基礎年金は受けられません。
- ・寡婦年金を受けている方は、寡婦年金を受け取る権利が消滅します。
- ・国民年金加入の夫が亡くなっても、寡婦年金は受けられません。
- ・65歳までの間、遺族基礎年金を同時に受けられません。

・受給者本人が亡くなっても遺族は、寡婦年金や死亡一時金は受けられません。

### ②繰下げ請求

受給開始年齢を66歳以降に繰下げると、開始年齢に応じて増額された年金を受け取ることができません。

## 兵庫社会保険事務局豊岡事務所からのお知らせ

**社会保険事務所職員等を装った不審者による現金詐欺にご注意ください！**

最近、年金受給者や被保険者、および、その家族に対して、社会保険事務所の職員等を装って、現金詐欺や個人情報収集を目的とした不審な行為があり、被害も発生しています。

社会保険事務所の職員は、国民年金制度の案内や届出の相談・国民年金保険料の徴収のため、各家庭に訪問することがあります。ただし、その場合は、身分証明書を必ず提

示し、所属、および、名前を名乗ります。また、現金を徴収した場合は、その場で領収書を交付します。

## 被害に遭わないために

被害に遭わないため、次のことに十分注意してください。

- ①社会保険事務所では、指定口座に現金の振込みや現金の郵送を依頼したり、社会保険の手続きのための手数料と称して現金を徴収することはありません。
- ②社会保険事務所では、電話により個人情報聞き出すことはありません。不審な照会と思えるものには答えないでください。

## まず、確認してください

今後ますます、新手的高齢者等を狙った犯罪が増加するものと思われまます。

社会保険事務所の職員を名乗る不審な訪問や電話での不審な問い合わせ等がありましたら、その場で対応せず、相手の所属と氏名、連絡先を確認して、兵庫社会保険事務局豊岡事務所まで問い合わせください。

## 年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

なお、お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号のわかるものを持参ください。

- 1月13日(土)は  
午前9時30分～午後4時
- 1月9日(火)・15日(月)・22日(月)・29日(月)は  
午前9時～午後7時

## 「ねんきんダイヤル」をご利用ください

年金に関する相談に、ねんきんダイヤルを利用ください。

### ●受付時間

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

### ●相談電話番号

- ▽年金請求などの年金相談  
☎0570-105-1165
- ▽年金を受給中の方の相談  
☎0570-107-1165

### 《問合せ》

- ▽兵庫社会保険事務局豊岡事務所 ☎22-3196
- ▽市民課市民係または各総合支所市民生活課

# 住基カードで申請・届出が便利に

## インターネットでの申請・届出が可能に

これまでほとんどの行政サービスを受けるには、役所の窓口まで足を運んだり、申請書などを郵送する必要がありました。しかし、住民基本台帳カード（住基カード）を利用すれば、自宅のパソコンからインターネットを通じて、さまざまな行政手続きが行えるようになります。

## 住基カード取得後は電子証明書に登録を

「公的個人認証サービス」は、インターネットを利用した電子申請等を安全に行うために使用する電子証明書を登録する公的なサービスです。

電子申告・届出をするには、押印・サインの替わりとなる電子証明書が必要ですので、住基カード取得後は、住基カードに電子証明書の登録をお願いします。

## 利用できる行政手続き

- ・ 国税の電子申告・納税
- ・ パスポート申請
- ・ 国の機関等が行う電子

申請・届出の各種手続きです。

## 電子申告・届出等に必要なもの

- ① 住基カード（電子証明書登録をしたもの）
- ② ICカードリーダーライター（ICカード読取装置）
- ※ご自身で購入してパソコンに設置してください。
- ③ 利用者用クライアントソフト（電子証明書登録時に配布します）

## 電子証明書の申請・登録について

- ▽申請・登録窓口  
市民課および各総合支所市民生活課
- ▽受付時間  
平日、午前9時～午後4時30分
- ▽手数料 500円
- ▽有効期限  
登録日から3年間（有効期限3カ月前から更新手続き可能）
- ▽申請できる方  
豊岡市で住民基本台帳に登録している方（申請者本人、法定代理人）

## ▽申請時に必要なもの

住基カード、運転免許証などの顔写真入りの公的な身分証明書

## 電子証明書の失効について

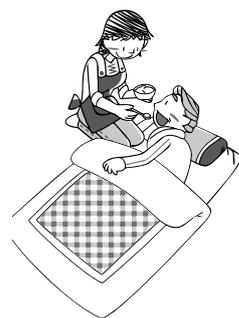
- 電子証明書は次のような場合に失効します。
- ① 電子証明書失効申請または、秘密鍵漏えい等の届出が提出された場合
  - ② 転居、婚姻などの届出や、町名地番変更の実施などにより、住民票の内容（氏名、住所、生年月日、性別）に変更があった場合
  - ③ 電子証明書の記録内容に誤りがあった場合
  - ④ 発行者署名符号が漏えい、滅失または毀損した場合（発行者署名符号とは、県知事の電子署名に用いる暗号をいいます）
  - ⑤ 有効期限の3年が満了したとき
- ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。



- ▽問合せ  
市民課市民係または各総合支所市民生活課

# 高齢者を自宅で介護している方へ

## 介護手当を支給します



市では、寝たきり等の高齢者を在宅で介護している方に対して、市単独の在宅老人介護手当を支給します。

## ▽対象者

要介護度が4または5の65歳以上の高齢者を介護している市内に住所を有する方

## ▽対象月

平成18年8月～11月

## ▽支給要件

- ① 月ごとに介護サービス（デイサービス、福祉用具のレンタル、訪問介護、施設入所など）を利用していない方
- ② 月ごとに入院していない方
- ③ 在宅高齢者、配偶者および扶養義務者の所得が限度額を超えないこと

## ▽支給金額

介護サービス等を介して利用していない月を対象に、

月額5千円を支給します。

- ▽申請  
高年福祉課または各総合支所健康福祉課にある申請書に所定の事項を記入の上、申請してください。
- ▽申請期日  
平成19年1月26日（金）
- ▽支給月  
平成19年2月
- ▽問合せ  
高年福祉課高年支援係 ☎29-10055

## ■支給決定の例

	8月	9月	10月	11月	支給金額
介護サービス等の状況	ベッドのレンタル	デイサービス	利用なし	11月20日から入院	5,000円 (介護サービス等を利用しない月が1カ月であるため)
決定内容	×	×	○	×	

※上記以外に所得制限があります。